

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第1回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

序編 行政法の基本原理

第1章 行政の基本原理

2 行政の基本原理

2. 「法律の（専権的）放棄創造力」の原則

法律の（専権的）法規創造力の原則とは、国民の権利を侵害し国民に義務を課す法規は国会で定める法規のみ。の意

3. 「法律の優位」の原則

法律の優位とは、行政活動と法律が抵触したら法律が優先する。の意

4. 「法律留保」の原則

法律留保の原則とは、「行政活動を行うには法律の根拠を必要とする」の意。

この原則に基づき2つの説がある。

- ・ 全部留保説：全ての行政活動には法律の根拠が必要であるとする。
→民主主義の理念を重視
- ・ 侵害留保説：国民の権利、自由を侵害する内容を持つ行政活動についてのみ、法律の根拠が必要であるとする。
→行政活動の自由性を重視
(注意) 授益行為には必ずしも法律の根拠を必要としない。

第2章 行政上の法律関係

2 私法法規の適用 行政主体と人民との関係を規律する時に私法の適用があるか？

かつての学説は「公法」と「私法」とを厳格に区別する『公法・私法二元論』に立っていた。

しかし、現在では「公法」と「私法」との明確な区別を否定する『公法・私法一元論』が主流になっている。

よって試験対策上は下記重要判例に於いて、私法の適用があるかないかを覚えるべきである。

(1) 民法 177 条の適用の可否

(最判 S28.2.18) 農地改革と民法 177 条～自作農創設特別措置法

政府の自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分(国が権力的手段をもって大地主や不在地主の農地を強制的に買い上げるもの)には、民法 177 条の規定は適用されない。

(私法の適用を否定)

(最判 S31.4.24) 国税滞納処分と民法 177 条

国税滞納処分による差押えの関係においても、民法 177 条の適用がある。すなわち、国は民法 177 条の第三者に該当する。(私法の適用を肯定)